

答 申 第 7 1 号
(諮 問 第 7 1 号)

平成 3 1 年 (2019 年) 2 月 1 5 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 9 月 11 日付け鎌総第 1698 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 29 年 12 月 18 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 29 年 2 月 22 日建設常任委員会 松中議員質問に対する樋田拠点整備部長答弁にある神奈川県に確認した内容が検証出来る起案文書一式」について、実施機関鎌倉市長が平成 29 年 12 月 28 日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 29 年 12 月 18 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 29 年 2 月 22 日建設常任委員会 松中議員質問に対する樋田拠点整備部長答弁にある神奈川県に確認した内容が検証出来る起案文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 29 年 12 月 28 日付け鎌倉市指令深地第 47 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年 1 月 9 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 1 月 9 日付けで提出した審査請求書、同年 2 月 5 日付けで提出した反論書、同年 3 月 2 日付けで提出した再反論書、同年 11 月 12 日付けで提出した意見書及び平成 31 年 1 月 7 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 実施機関は、神奈川県商工労働部長と武田薬品工業株式会社

とが取り交わした確認書（以下「確認書」という。）の存在について、神奈川県に確認をしたが、それらに関する文書の作成はしておらず、起案もしていないとする。本件処分は、実施機関の誰が、いつ、神奈川県の誰に、どのような手段で確認したのかという記述もないことから、理由付記の要件を満たさないものと言わざるを得ない。

イ 確認書は、議員質問の中で、神奈川県に存在することは明確になっている。本件請求の意図は、「なぜ、神奈川県に当該確認書が存在するのか、何を確認したのか」であるが、実施機関はこれを理解していない。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成 30 年 1 月 29 日付けで提出された弁明書、同年 2 月 21 日付けで提出された再弁明書及び平成 31 年 1 月 7 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 神奈川県に確認書の存在の有無については確認したが、それ以外のことは確認していない。また、神奈川県からは確認書の写しの提供を受けておらず、確認後には所属長に口頭で報告を行ったことから、確認に係る文書の作成は行っていない。そのため、本件請求対象文書は物理的に存在しないことから、不存在と決定した。
- (2) 平成 29 年 12 月 28 日付け行政文書不存在決定通知書には、文書が不存在の理由を明確に記載していることから、理由付記の要件は満たしている。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、「平成 29 年 2 月 22 日建設常任委員会 松中議員質問に対する樋田拠点整備部長答弁にある神奈川県に確認した内容が検証出来る起案文書一式」である。
- (2) 審査請求人は、本件処分の理由に対し、実施機関の神奈川県へ

の確認について、実施機関の誰が、いつ、神奈川県に、どのような手段で確認したかの記述がないので、理由付記の趣旨に照らして不備があると主張する。また、本件請求の意図が、当該確認書が神奈川県に存在する理由や確認手続を把握することにあるので、実施機関はそれを立証すべきであると主張する。

他方、実施機関は、確認書の存在について神奈川県に確認をしたが、確認に係る決裁文書は作成しておらず、当該確認書の写しの提供も受けていないとし、理由付記についても、適切に行っていると主張する。

- (3) 実施機関は決定理由説明聴取において本件対象文書につき、確認書が神奈川県に存在する理由を示す文書や、神奈川県への確認手続を示す文書とは判断せず、行政文書公開請求書に記載されている請求内容のとおり、確認に係る決裁文書と判断したと説明する。また、担当者が建設常任委員会の議事終了後に、神奈川県県土整備局都市計画課に対して確認書の存否を電話で問い合わせ、存在する旨の回答を得たことは事実であるが、当該手続に係る文書は作成しなかったとも説明する。

これら実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

一般に、情報公開請求制度においては、請求時にその目的、請求の意図を問うものではない。

しかしながら、本件処分の場合、審査請求人が情報公開請求を求めた意図は、確認書が神奈川県に存在する理由や確認手続を把握することにあると主張しているところ、実施機関は神奈川県に確認を行うためと捉えており、審査請求人と実施機関との間で請求を求めたことについての理解に齟齬が生じている。

そのため、実施機関は情報公開請求があった時点で、必要に応じて公開対象文書の特定を適切に行い、情報公開制度の趣旨にそった運用に努めるよう求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 9 / 1 2 / 1 8	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 8	行政文書不存在決定
3 0 / 1 / 9	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
1 / 2 9	処分庁が弁明書を提出
2 / 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 2 1	処分庁が再弁明書を提出
3 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
7 / 4	口頭意見陳述を実施
9 / 1 1	審査会に対し諮問
1 1 / 1 2	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受 理
3 1 / 1 / 7	第 103 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
2 / 4	第 104 回審査会で審議
2 / 1 5	答申（答申第 7 1 号）